

工事の石綿飛散防止対策等について

佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課

目次

1

石綿（アスベスト）の基礎知識

2

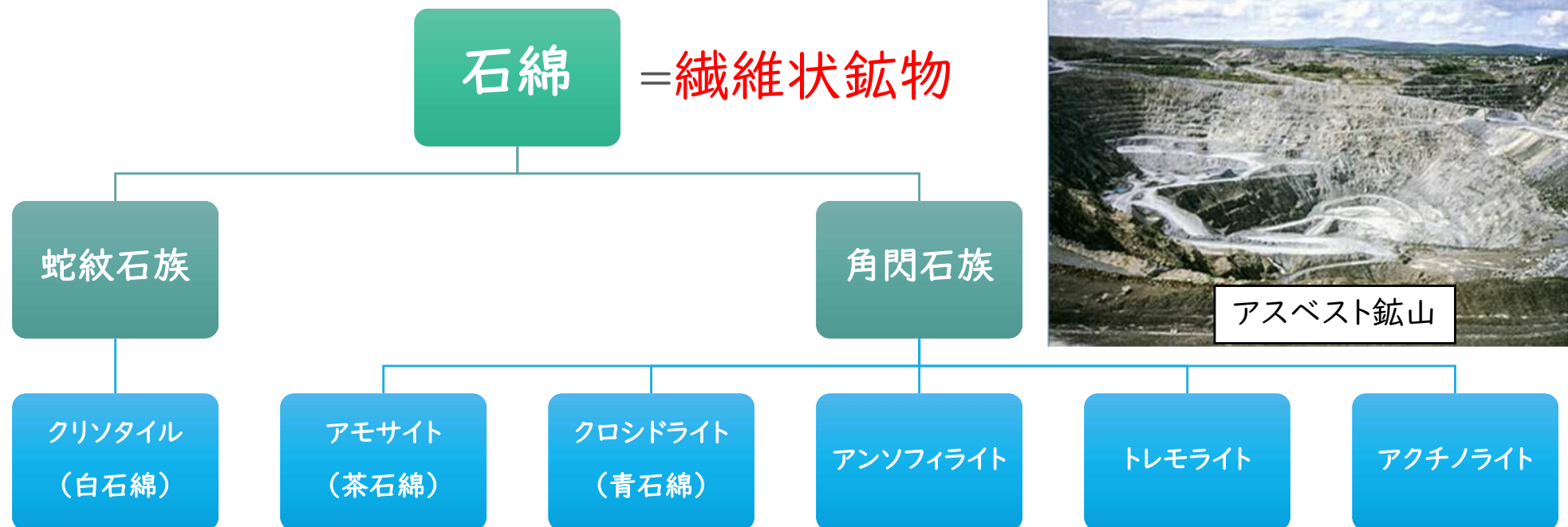
大気汚染防止法における石綿（アスベスト）規制

3

問合せ先

※ 「石綿」と「アスベスト」は同じ意味

石綿（アスベスト）とは



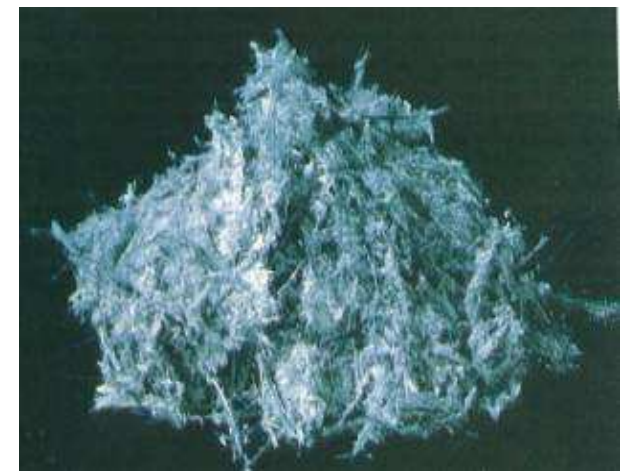
クリソタイル (白石綿)



アモサイト (茶石綿)



クロシドライト (青石綿)



石綿（アスベスト）の特性

- ◆ 繊維が極めて細かい（髪の毛の1/5,000程度）
＊普通のマスクでは防げない

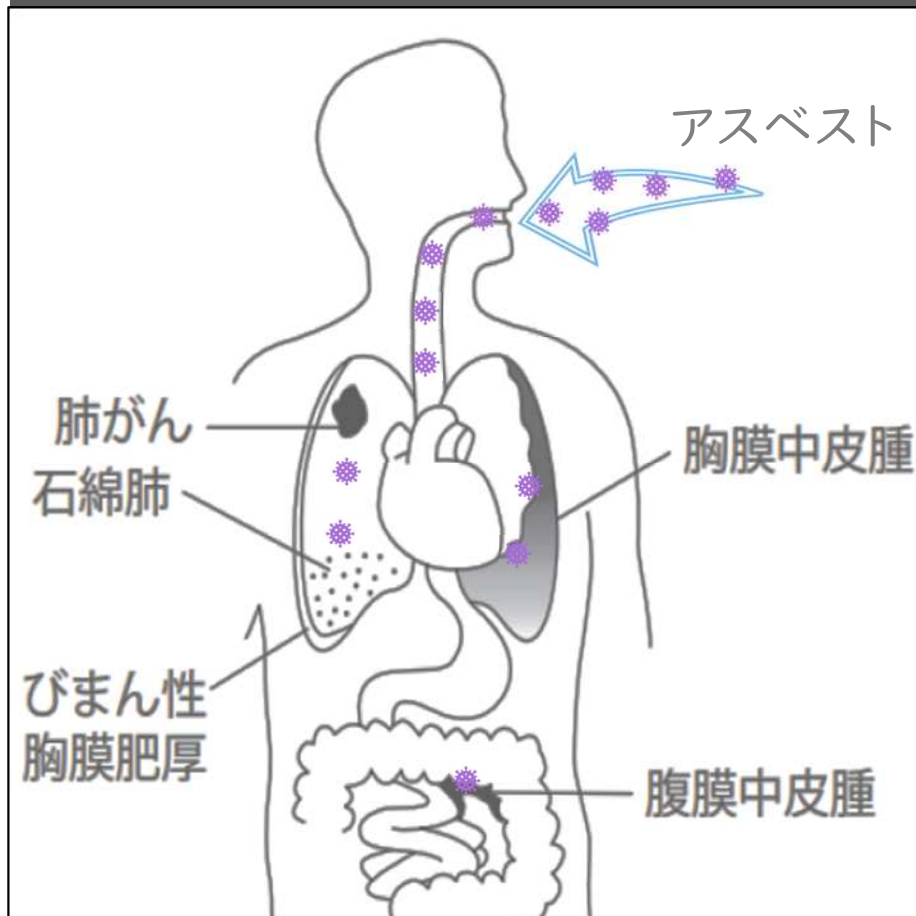


出典:独立行政法人環境再生保全機構

- ◆ 優れた性質（耐熱性、耐摩耗性、耐腐食性、経済性）
- ◆ 主に建築材料に使用
 - 昭和30年頃から工場・ビル・一般住宅等に広く使用

石綿の問題点（人体への影響 その1）

石綿によって起こる主な疾患と部位



出典:独立行政法人環境再生保全機構

中皮腫、肺がん等の危険性



発症した多くの場合、
1～2年程度で**死亡**



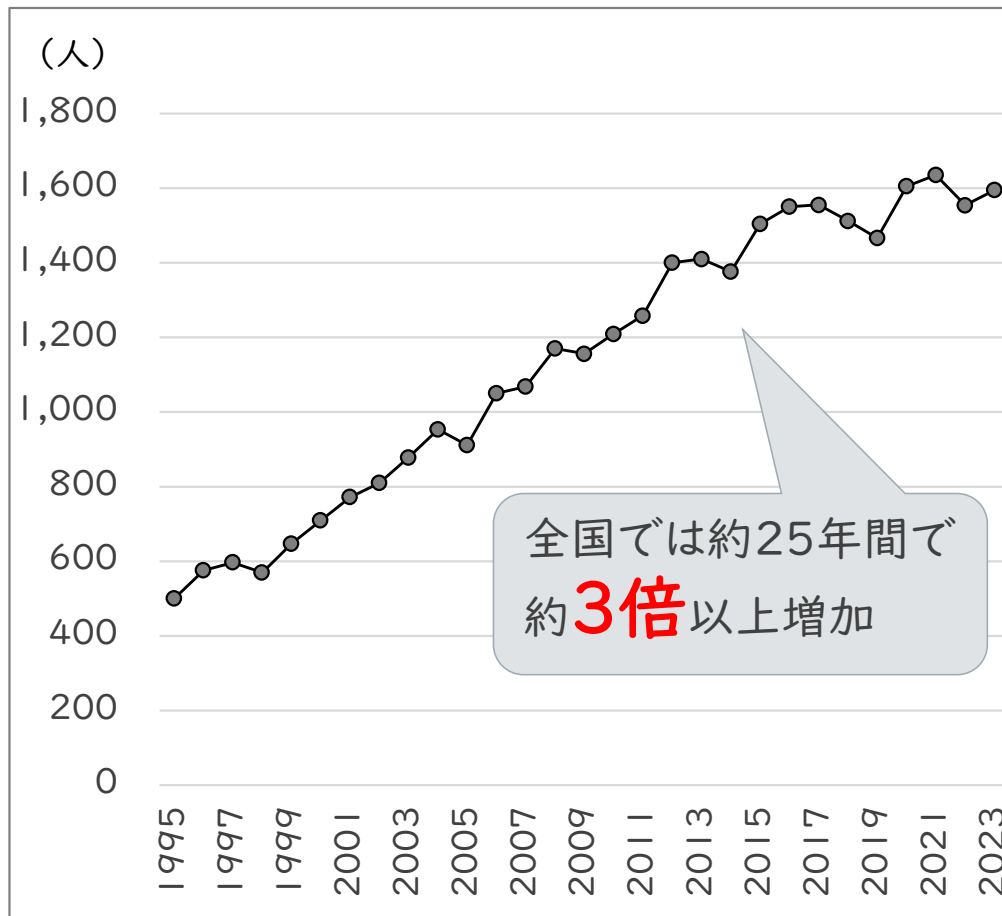
平成18年9月以降、
石綿製品等の新たな製造・輸入・使用等は

全面禁止

石綿の問題点（人体への影響 その2）

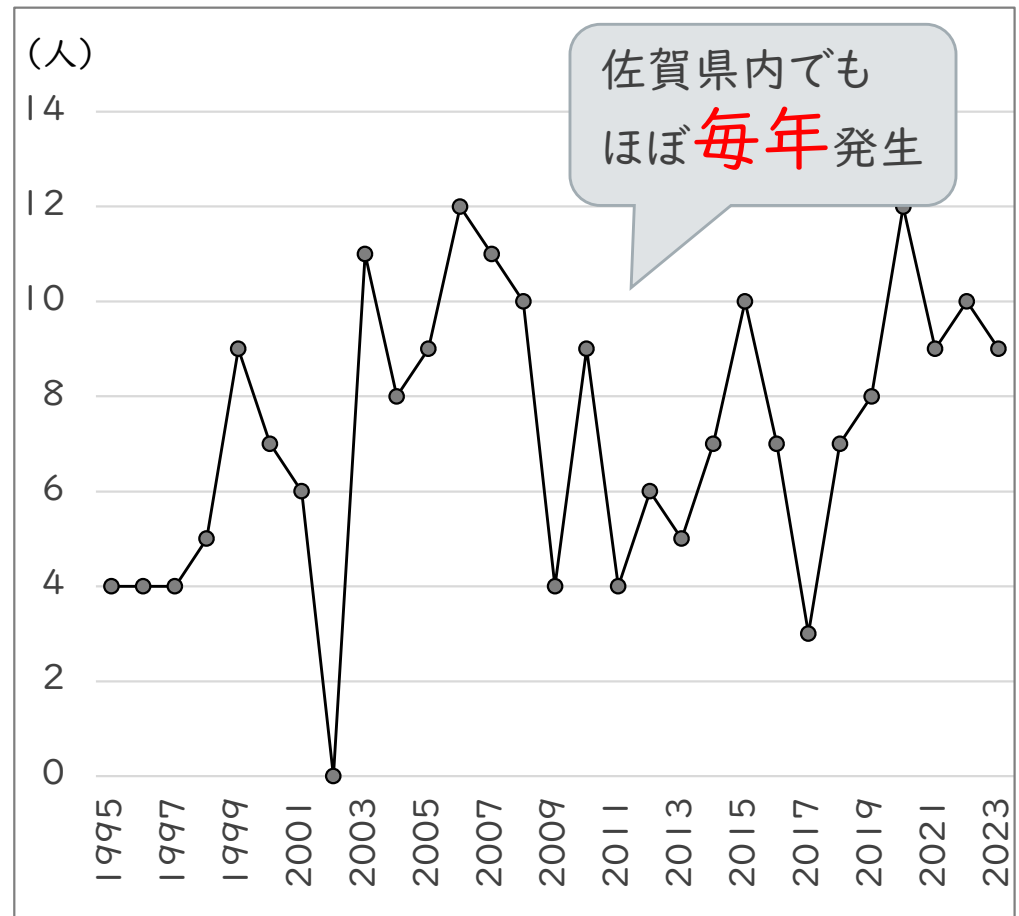
中皮腫による死亡数推移 （1995年～2023年）

全国



出典：厚生労働省「人口動態統計」

佐賀県



出典：厚生労働省「人口動態統計」

石綿含有建材の使用例 レベルⅠ（吹付け）



（使用されている箇所）

機械室の壁・天井、鉄骨、スラブ下、折板屋根、階段裏、庇裏、浴室、階段、金庫、書庫、
集合住宅居室等の天井

石綿含有建材の使用例 レベル2 〔断熱材・保温材・耐火被覆材〕



出典：中央環境審議会 大気・騒音振動部会 石綿飛散防止小委員会 平成30年10月18日 資料4

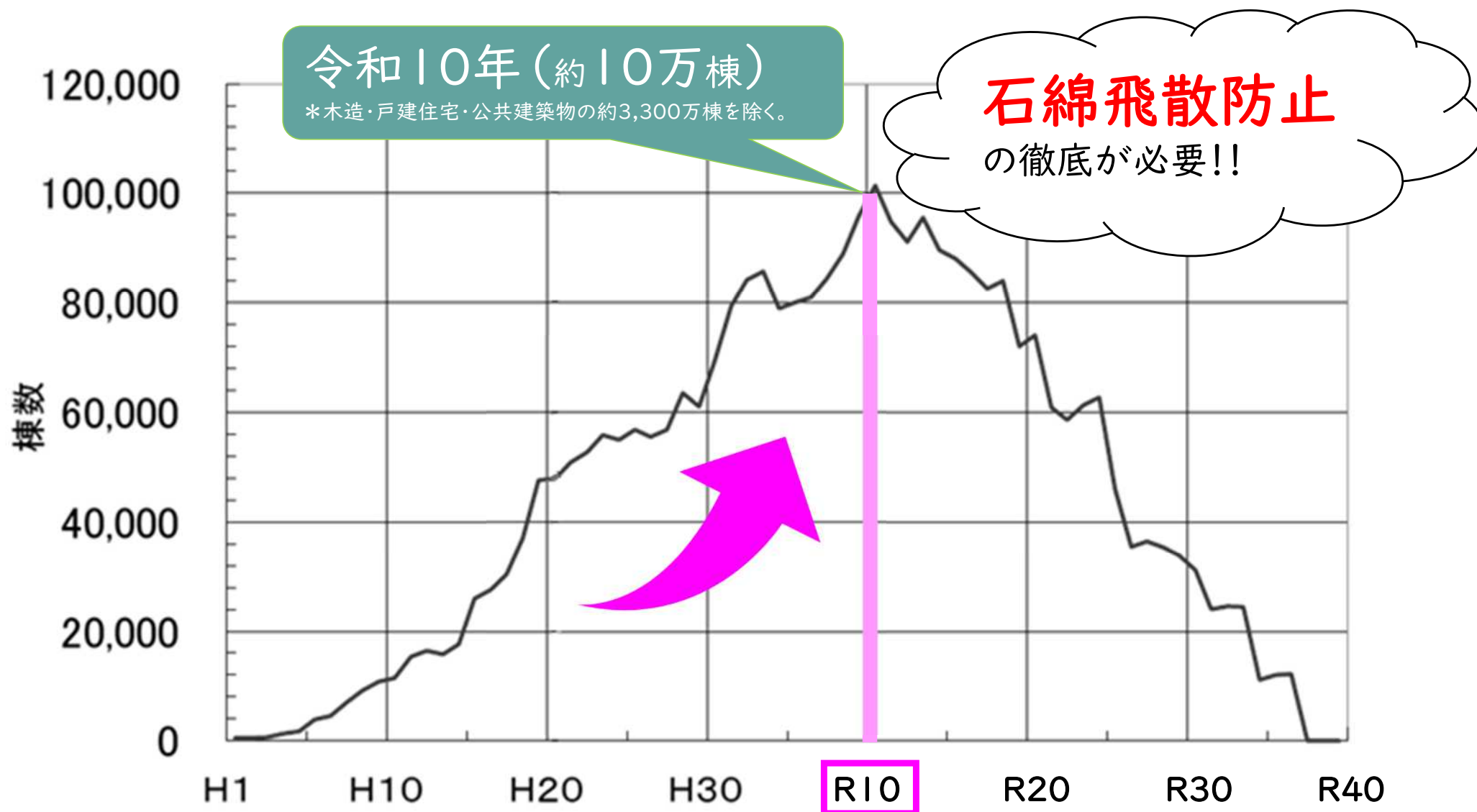
石綿含有建材の使用例 レベル3

レベル1・2以外の
石綿含有建材



出典:「目で見えるアスベスト建材(第2版)」国土交通省

民間建築物の年度別解体棟数(推計)



出典:社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(H24.9.3)資料より一部改変

目次

1 石綿（アスベスト）の基礎知識

2 大気汚染防止法における石綿（アスベスト）規制

3 問合せ先

※ 「石綿」と「アスベスト」は同じ意味

建物・工作物の‘一生’とアスベスト関係法規制

- ①建築基準法 → 石綿使用制限
- ②労働安全衛生法 → 使用等の禁止

建設時



- ②労働安全衛生法/石綿障害予防規則
→ 労働者の石綿ばく露防止

使用時



改造・補修時

解体時



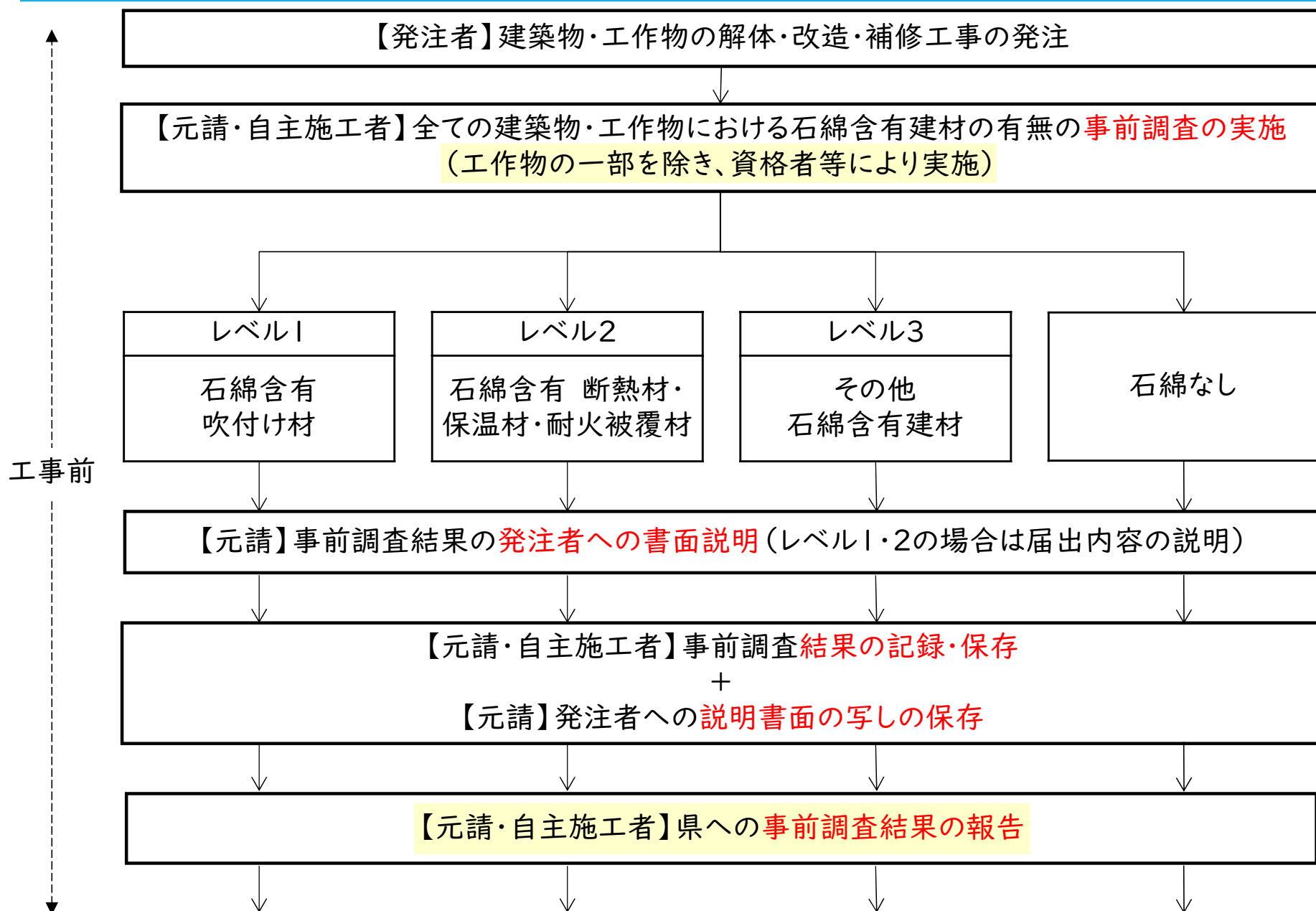
- ②労働安全衛生法/石綿障害予防規則 → 作業者の石綿ばく露防止

③大気汚染防止法 → 周辺環境への石綿飛散防止

- ④建設リサイクル法 → 石綿等の建材付着物の確認・事前除去、分別解体等

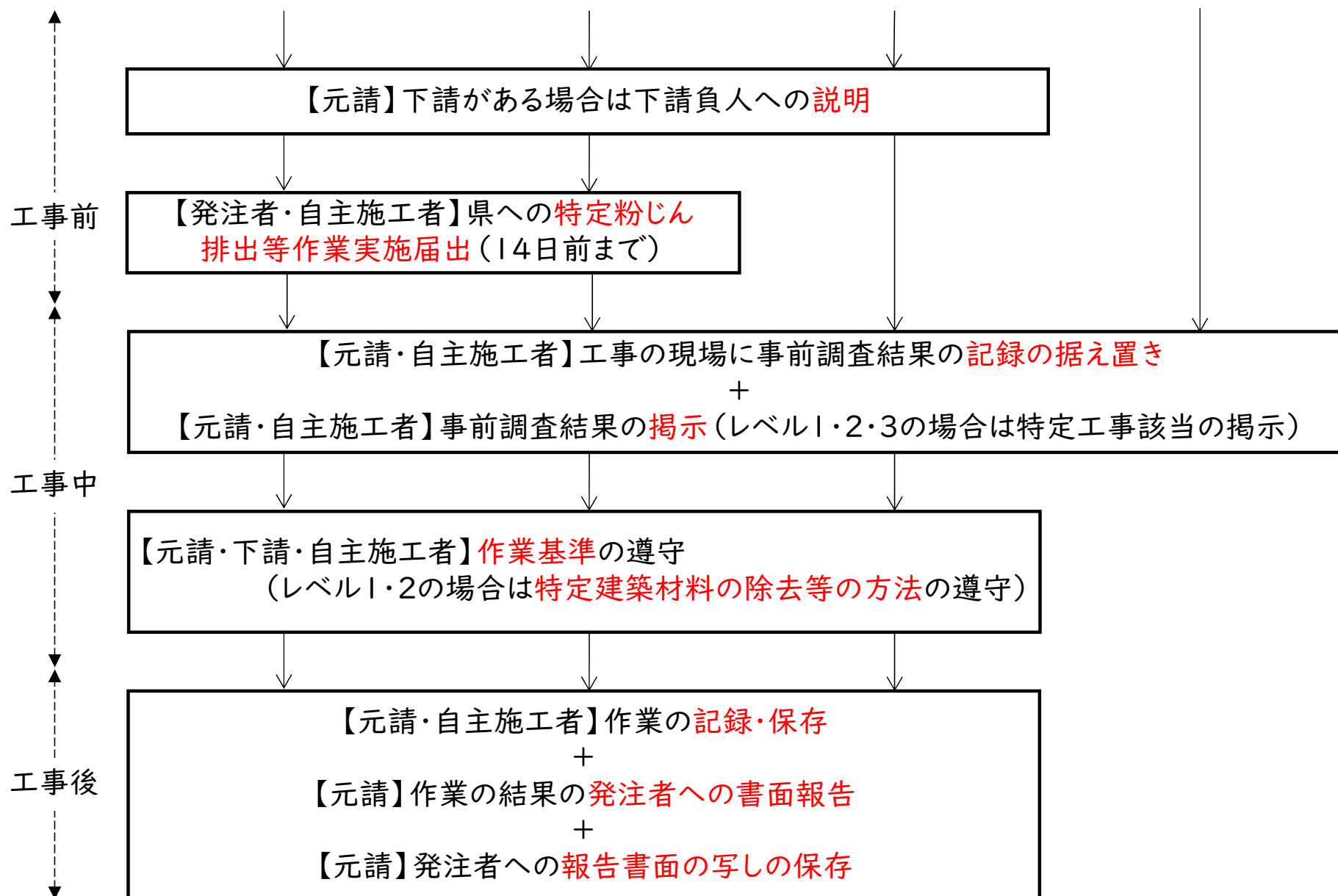
- ⑤廃棄物処理法 → 廃棄物の適正処理

大気汚染防止法による石綿規制（全体フロー図）



(次ページへ続く)

大気汚染防止法による石綿規制（全体フロー図）



現場への事前調査結果の備え置き・掲示

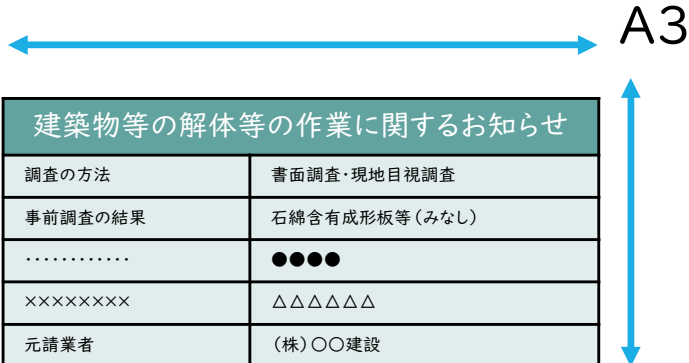
◆ 掲示と現場への備え置き

工事期間中、事前調査の結果を掲示し、

その結果を現場に備え置かなければならない

掲示板の大きさは、A3サイズ以上

(※参考:A3用紙の大きさは297mm×420mm)



建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
調査の方法	書面調査・現地目視調査
事前調査の結果	石綿含有成形板等(みなし)
.....	●●●●
xxxxxxxx	△△△△△△
元請業者	(株)○○建設

(注) 事前調査の結果が「石綿なし」であっても
掲示・結果の備え置きは必要

作業基準の遵守

◆ 作業基準の遵守

「石綿あり」のときは、次の作業基準を遵守しなければならない

- 作業計画の作成及び計画に基づく作業の実施
- 特定粉じん排出作業に係る掲示
- 作業の実施状況の記録・保存
- 作業が適切に行われていることの確認
- 特定建築材料（レベル1・2・3）の除去等の完了確認
- 作業の種類ごとの作業の方法

(参考)発注者に対する規制

◆ 事前調査への協力

事前調査に要する適正な費用負担

発注者が自ら行っている場合は、当該調査結果の提供など

◆ 作業基準遵守への配慮

施工方法に応じた工期、工事費などの確保

→ 請負契約において、作業基準の遵守を妨げないように配慮

目次

- 1 | 石綿（アスベスト）の基礎知識
- 2 | 大気汚染防止法における石綿（アスベスト）規制
- 3 | 問合せ先**

※ 「石綿」と「アスベスト」は同じ意味

問合せ先

○ 佐賀中部保健福祉事務所	環境保全課	:0952-30-1907
○ 鳥栖保健福祉事務所	環境保全課	:0942-83-6820
○ 唐津保健福祉事務所	環境保全課	:0955-73-1179
○ 伊万里保健福祉事務所	環境保全課	:0955-23-5188
○ 杵藤保健福祉事務所	環境保全課	:0954-23-3506
○ 佐賀県有明海再生・環境課	生活環境担当	:0952-25-7774

＊ 届出の提出・相談については、
各地域を管轄している保健福祉事務所にお願いします。

